

販路開拓支援事業 実施要領

第1 目的

この要領は、農産物販売促進支援補助金交付規程第4条第1項第二号に掲げる事業の実施に関して細目等を定めることにより、宇都宮産農産物等の販路拡大を図ることを目的とする。

第2 交付対象

① マーケティング実践チャレンジ支援

商談会やイベント・マルシェ等の農産物等の商品の販売会への参加に要する費用の一部を支援する。

② アグリビジネス創出促進事業 開発商品販路開拓支援

アグリビジネス創出促進事業開発商品の販路開拓のために参加する展示会、商談会等への出展に要する費用の一部を支援する。

第3 補助対象外経費

以下の経費は対象としない。

ア 人件費

イ 試供品、ノベルティ等の作成に要する経費

ウ 試食に要する経費

エ 交通費、宿泊費などの旅費

オ その他、事業の実施に関連性のない経費

第4 利用制限

同一年度における申請回数は1回限りとする。また、同一年度内のマーケティング実践チャレンジ支援、アグリビジネス創出促進事業開発商品販路開拓支援の併用は不可とする。

第5 その他

宇都宮産農産物等の販路拡大のため、宇都宮市が情報提供を求めた際は、積極的に協力すること。